

## 指定年齢精密健康診断業務委託（A～D共通）仕様書

### 1 目的

指定年齢精密健康診断を実施し、職員の健康管理を図る。

### 2 検査実施期間

令和3年10月1日～令和4年2月28日

### 3 検査項目

「指定年齢精密健康診断検査項目」（別表1）のとおり

### 4 検診体制

- (1) 指定年齢精密健康診断及び婦人科検診実施地域一覧表（別表2-1）の実施地域区分ごとに、指定年齢精密健康診断検査項目（別表1）の検査を実施すること。
- (2) 午前の部又は午後の部に分け、すべての検査項目を同一施設内において、原則として午前の半日間又は午後の半日間で終了すること。
- (3) 受診者が指定年齢精密健康診断に併せて「婦人科検診業務委託（A、B及びD）仕様書」又は「婦人科検診業務委託（C）仕様書」に定める婦人科検診の受診も希望する場合は、原則としてこれらを同日に実施すること。なお、受診者は、「指定年齢精密健康診断のみ」「指定年齢精密健康診断及び婦人科検診」のいずれの受診方法を選択して良いこととする。

### 5 受診対象者

令和4年3月31日現在の年齢で35歳～51歳の奇数年齢及び53歳以上の神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）が指定する職員とする。

### 6 受診見込件数

検査実施期間中の受診見込件数は、「指定年齢精密健康診断検査種類別検査実施期間中受診見込件数」（別表2-2）の実施地域区分A～Dに定めるとおりとする。ただし、当該件数は見込件数であり、検査実施期間中の実績を保証するものではない。

### 7 実施方法

#### (1) 受診日程の決定及び調整

- ア 検診機関は、指定年齢精密健康診断及び婦人科検診それぞれの検査可能日程一覧（任意様式）を発行し機構へ提出する。
- イ 機構は、職員の検査希望項目及び希望日を反映した受診対象者名簿を、検診機関に送付する。
- ウ 検診機関は受診対象者名簿に基づき、対象職員の所属の健康診断担当者と調整のうえ、受診日程を決定する。
- エ 検診機関は受診日程の決定後、受診票、検査キット等の受診に必要な書類等を、個人別

の封筒（親展・密封）に入れ、概ね受診日の1か月前までに、対象職員の所属に送付する。その際、所属長あてに、受診者ごとの受診日時を記載した一覧表（任意様式）を併せて送付する。各所属の所在地は「所属一覧」（別表3）に示す。

オ 職員が、決定した受診日程に受診できない場合は、日程を変更するものとし、その調整は、受診者と検診機関で行う。

## 8 結果報告

(1) 各受診者の検査結果は、検診機関が任意の様式を用いて個人結果通知を作成し、受診者ごとに個別の封筒に入れ、親展文書として受診後速やかに該当職員の所属へ送付する。この送付に併せて「指定年齢精密健康診断受診者・受診変更者名簿」（様式1）を当該職員の所属長あてに送付する。

なお、検査の結果、「判定区分対応表」（別表5）に基づき、再検査対象となった職員については、あらかじめ機構が検診機関に送付する「再検査・精密検査報告書（指定年齢精密健康診断）」を当該職員ごとに個人結果通知に同封する。

(2) 上記(1)の「再検査・精密検査報告書（指定年齢精密健康診断）」を同封したときは、「健康診断再検査者報告書（指定年齢精密健康診断）」（様式2）又は「胸部X線再検査者報告書（指定年齢精密健康診断）」（様式3）を作成し、上記(1)の個人結果通知の送付に併せて当該職員の所属長あてに送付する。

(3) 検査の結果、「至急連絡基準値表」（別表6）の基準値に該当する項目がある受診者については、検査結果が判明次第、「至急連絡票（指定年齢精密健康診断）」（様式4）により該当所属に速やかに報告する。

(4) 検査結果の機構への報告は月ごとに集計し、速やかに「指定年齢精密健康診断実施結果報告書」（様式5）、「指定年齢精密健康診断受診者名簿」（様式6）及び「健康診断結果報告ファイルレイアウト」（別表7）によりテキスト形式で検査結果等を入力したCD-R等の電子媒体を機構に提出する。なお、（様式5）及び（様式6）は、受診者全員分をまとめたもの及び所属毎に受診者をまとめたものをそれぞれ1部ずつ作成し、機構へ提出する。

(5) 上記(2)の（様式2）、（様式3）又は（様式4）を作成した場合は、その写しを機構に提出する。